戦前の日本における農民教育の普及(1)

神 田 嘉 延* • 松 田 壌 司** (1986年10月15日 受理)

The Spread of Peasantry Education in Prewar Japan

Yoshinobu Kanda* and Jouji Matuda**

目 次

第一章 明治後期の農業・農民教育の展開

第一節 明治後期の農業教育制度と農民

第二節 実業補習学校と農民

第三節 農会の系統化と農民教育

第二章 農会の技術指導と農民教育

第一節 静岡県における系統農会の成立と県農事巡回教師の役割

第二節 農会技術員の系譜

第一章 明治後期の農業・農民教育の展開

明治後期の農業・農民教育を考えていくうえで、尋常小学校の普及の問題を無視するわけにはいかない。農業教育が職業教育としての位置づけをもっていることはいうまでもないが、職業教育は子供の進路と絡み、農家子弟の尋常小学校の国民教育終了後の問題でもある。従って、明治後期の農業教育を問題にしていくうえで、農民にたいする国民教育の普及が前提になってくるのである。この前提にたって、明治中頃から本格的に展開される農業教育としての実業補習学校、農事講習会、農会の教育活動、農学校、農事専門学校が問題になってくる。

直接生産者である小作農民や自作農民にとっては尋常小学校の国民教育の普及と密接な関連をもって展開した実業補習学校が農民教育として大きな位置を占めていたのであり、また、農商務省の

^{*} 鹿児島大学教育学部教育学科(教育社会学)

^{**} 静岡英和女学院(社会経済史)

管轄での農村巡回講師講演・農事講習会や農会の農事指導・教育活動が農業生産力の展開に大きな 役割を果たしていたのである。

農村内部の諸階層によって農業教育要求は異なっていたことをみなければならない。地主は農産物市場での商品価値との関連で販売者としての品質向上の農業教育を求める。小作農民、自作農民は農業生産者としての多様な農業生産の可能性の農業教育を求めるのである。本稿では農業専門学校を軸とした側面からではなく、小学校に併設した実業補習学校や農会の農事改良事業・教育活動の直接生産者を軸とした農業教育活動を重視した方法をとった。

第一節 明治後期の農業教育と農民

(1) 農民にとっての尋常小学校の普及問題

明治21年の市制・町村制の公布,枢密院設置,翌年の大日本帝国憲法の発布,さらに次年度には教育勅語の公布,帝国議会開設等,明治20年代の初頭は絶対主義天皇制の立憲国家体制の確立期であった。帝国憲法には教育条項はなく,教育に関することは勅令によって基本的に定められたのがこの体制であったことはいうまでもない。

明治後期の農業・農民教育は、この体制のなかで修身等の天皇制イデオロギー、軍事的・国防的 教育が農民教育の根底にあったのである。この絶対主義天皇制での農業教育も農業生産力の発展と の側面があったことは重視しなければならないが、軍国主義的、国防的観点での農村振興・農業改 良を見落としてはならない。

教育勅語は国民教育の原理としてすべての国民を対象にしたものであり、義務教育の徹底も絶対主義天皇制の立憲国家にとって大きな課題であった。とくに農民の就学率不振が義務教育の普及に障害になっていた。明治10年代の義務教育の就学率は40~50%を上下していた状況であり、明治23年の教育勅語公布の年度も義務教育の就学率は50%を割っていたのである。明治10年代の就学率も地域差が著しく鹿児島、青森等の農村県は30%代であり、東京、大阪、は60%近くを占めていた。「しかし、明治23年から就学率は上昇し、とくに、日清戦争を契機に急激に増大していく。明治35年には90%代になり一応国民教育の皆勤は達成する。

ところで義務教育の振興にとって、教育財政の問題が大きくあるが、明治32年の小学校教育費にたいする国庫補助法は義務教育充実にとって画期的であった。さらに、明治33年には小学校令を改訂し、小学校の修業年限を4年に確立し高等小学校2年を併設した。この併設は7年後になった明治40年の義務教育6年制の準備であった。この小学校令は就学規定の明確化、教科課程、教科書の国定化、義務教育の無償性を原則として確定した。実質就学率は名目的な在籍が数多くいるなかでは重要な指標であるが、この実質就学率も明治41年には90%になっている。^②

明治後期の農村県の尋常小学校の就学率上昇は就学督励の行政指導の徹底や農村経済の商品化と 結びついて展開した。日清、日露戦争を契機とした日本の資本主義の急速な発展が義務教育の就学 率を急激に上昇させたのである。

鹿児島では、明治19年では尋常小学校に替えることの出来た簡易尋常小学校が全体の4分の3を占めていた。ここには町村が小学校を設置するだけの経済力を持っていなかったことを示している。 鹿児島県の就学率が全国の水準に到達するのは明治33年の段階を待たなければならなかったのである。⁽³⁾

農村県でも就学率の地域格差は著しかった。例えば、大分県において、尋常小学校の就学率は明治20年最高の就学率が直入郡の57%であったが最低の日田郡は29%という状況であった。この地域格差は明治31年になっても同様であり、日田郡は最低の就学率は相変わらず46%であったが、直入郡69%、東国東郡78%ということでその格差は大きく存在していた。明治21年の大分県では、尋常小学校162校に対して簡易小学校は405校に及んでいる。就学率の最低であった日田郡では尋常小学校4校に対して簡易尋常小学校は52校と圧倒的に集落の集会場、民家、寺を利用した粗末な簡易小学校であった。

この簡易小学校の占める率が高いことは教育内容の水準の低さも同時に含まれていることを重視しなければならない。使用された教科書も簡易小学校用のものとして一般の尋常小学校で使われている教科書よりも内容が低いものであった。貧困な農村の就学奨励が財政的援助なしに強制的な監督教育行政のみによって進められたことが簡易小学校の急増となって現れたのである。

明治23年の尋常小学校就学の県令によって全員就学が一層義務づけられた。町村長,区長,教務委員,教師などによる厳しい指導が行われている。就学督励に対する申合規約を地域で作り行政指導と地域的強制で就学率を高めることを行っている。例えば、東国東郡では「就学督責申合規約」を明治23年に作り就学状況を村役場へ報告させている。出席の良くない者に対して村長は区長、学務委員を通して厳しく督責を加えている。日田郡においても明治32年に町村長集会にて「就学督励行法」を定めている。そして、就学率を高めるために子守学校、夜学校、午前午後の二部授業、二校一教師の半日学校などを設けている。これは貧困な農家家庭、貧困な町財政の中での就学督励の遂行であった。以上のような各地域の強力な行政指導によって大分県では明治35年に就学率が90%代に達していくのである。40

農民への寺小屋の普及が著しく、早くから農民の教育に対する期待の大きかった長野県においても、明治23年の尋常小学校の就学率は60%であり、90%を越すのは明治34年である。長野県において、すでに明治23年の段階に男子の就学率は、約80%近くの尋常小学校の就学率であったが、その時の女子の就学率は38%と男子の半分以下であった。⁶⁵

女子の就学率の低さは長野県ばかりでなく全国の共通の現象であり、大分県では明治22年の男子の就学率67%に対して女子は25%であった。⁽⁶⁾ さらに鹿児島県はひどく明治22年の男子の就学率57%に対して女子は9%にすぎなかったように極端であった。女子の就学率をあげるためにとこれらの地域では、「女子」向きの実科、女子学級の編成による学科の簡易化などをしている。⁽⁷⁾ 女子の就学率上昇は全体の就学率にとって大きな位置を占めているということから教育水準を下げて極めて

安易な方法で女子の就学奨励を行っている。従って女子の就学率の上昇は教育機会の男女平等の発展ということでは決してなかった。

(2) 農学校・農事専門学校と農民

明治初期の政府が進めた農業教育施策は、近代的な欧米農法の導入を積極的に行うために農学校を設立したのである。それは国家的な農業施策のリーダーを養成することが目的であった。つまり、上から欧米農法を農民に浸透させようとしたことである。そして、それは士族授産としての開墾政策、欧米の大農具による耕作奨励、輸入の農作物・種苗の奨励など農業技術の開発施策である。国家の農業施策のリーダー養成の駒場農学校、札幌農学校は士族の子弟が数多く入学しており、ここでは外国人を雇用しての学校運営であった。

勧農政策の積極的な府県は、農業試験研究機関や農学校をもっていたが、明治16年の農学校通則の布達によって文部行政の権限の中に編成されていくのである。このときの農業学校で最も創立が早かったのは新潟県であった。そして、明治16年の頃は石川、岐阜、広島、福島、福岡、鳥取、山梨にあったが、それは2~3年間を修業年限として、中等学校卒を対象として府県の農業指導者を養成するものであった。在籍数も多いところで石川の43名であり、山梨では15名にすぎなかった。⁽⁸⁾

欧米農法では日本の農業構造に通用しないということを悟った農学校の卒業生達は、在来の農法を出発にして農業改良を進めていこうとする動きが活発になっていった。この中で「老農」といわれた在村の農業指導者の人々が評価されたのである。明治10年頃から明治23年頃まで老農による農業改良が勧農施策として進められていくのである。農談会、農事会と呼ばれて各地で農業講習・農民の研修会がもたれていくのであった。老農の活躍は農学校で学んだ欧米農学と現実の農業改良が大きく遊離していることを明らかにしていった。

農商務省は明治18年に老農の経験的農法だけでは科学的農業知識に欠けるということで新たに農事巡回教師の設置を決めている。この制度は科学的農業知識を担当する甲部巡回教師と経験的農法をもった老農による乙部巡回教師に役割を分担させての農業改良教育であった。この制度も明治26年の国立農業試験所の設立によって廃止されている。すでに府県の農業試験所は明治32年の農業試験所の国庫補助法により全国に作られていったのである。その補助法が出来る前は農業試験所があったのはわずか13府県にすぎなかった。この農事巡回教師の教育事業は直接的に農民に対して農商務省行政が体系的に農事指導を行った最初のものである。農業試験所の設立は農業巡回教師の活動を継承する役割があり、研究的試験よりも応用的なものが重点なのである。

明治27年に文部省管轄の簡易農学校が発足しているが、これは農商務省系統で行われてきた農事 講習所をより組織的に実施するために文部省の学校組織系統を編成したものである。

簡易農学校は開設時期を地域の状況によって自由にでき、巡回教師の方法の継承にもなるのである。入学資格は年齢14才以上ということで学歴の制限は全くなかった。ところで明治32年の実業学校令の発布によって簡易農学校は廃止され、新たに制度化した農業学校に編成されていくのである。農業学校は14才以上の高等小学校卒を対象にしての3~4年制の甲種農学校、2年以内の予科・補

習科と12才以上尋常小学校対象とする年齢制限3年以内の乙種農学校,簡易な形態をとる別科という形態で出発した。実業学校令によって中等教育としての農学校が整備されていくが農村の指導者養成としての要求から簡易農学校のときより,一般教養,農民の文化や精神領域が充実していくのである。ここに農業の技術の専門知識・実習の面と一般教養としての普通教育の統一が問題になっていくのであった。

ところで、高等小学校での農業科の加設は明治33年の小学校令改正のなかにも規定されているが、そこでの農業科目の位置づけは農学の知識を修得させることばかりでなく、勤勉の心を養うことが出来ることを強調している。小学校令施行規則13条にはそのことが次のように述べられている。「農業ハ農業ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス・・・・」明治40年の小学校令改正により尋常小学校が2年延期され6年制になることによって、高等小学校の農業、商業、工業の加設が重要視され、より一層に職業科の創設が促進されていく。高等小学校の農業科は毎週授業数2時間と規定されていく。そして、小学校においての農業実習地を借入地でも可とするようになる。さらに、明治44年の小学校改正令により高等小学校の実業科は必修となるのである。「⁶⁹

第二節 実業補習学校と農民

文部省の実業補習学校は明治26年井上文相の手によって作られたものである。この実業補習学校は実業の知識技能を修得すると同時に小学校の普通教育を補習する性格を持っていたのである。すでに明治23年の小学校令において実業補習のことが明示されていたが、しかし、学校体系のなかでどのように位置づけるか明確ではなかった。明治26年井上文相は実業補習教育を8項目の大綱にまとめている。この大綱によれば殖産興業の振興としての工業の職工養成を目的とした徒弟学校の実業教育に重点があったのであり、尋常小学校3年を卒業した「細民」を対象としての普通教育の補習と実業の初歩教育をねらいとしていることがわかる。普通教育の補習と実業教育のどちらかを重点にするかは必ずしも一貫していなかったことが海後宗雄氏等の実業補習学校規定の作成過程の研究で明らかにされている。⁶⁰

さらに、井上文相は「……大都市にありては之を夜学校又は日曜学校とし年期徒弟職工の輩年長にして既に実業に従事する者にして来たり学ばしむるの便を与ふるが如き」¹⁰ というように、都市 労働者を対象にしての夜学校の構想を打ち出している。井上文相は各地の夜学校、青年夜学、夜学 会などを調査させている。とくに、静岡県の杉山青年報徳学舎は実業補習学校規定を作って行く上で重要な資料となったことを海後氏等の研究は明らかにしている。¹⁰

実業補習学校の規定の第4条には普通教育の教育内容が述べられているが普通教育は「修身、読書、習字……」と規定されており読書算と修身の重視がみられる。さらに、実業教育では農業、工業、商業等地域のそれぞれの特殊性においての選択性が述べられている。第6条では「実業ニ関ス

ル教科目ハ生徒各自ノ志望ニ依リ一科目若ハ数科目ヲ選択専修セシムルコト得」と規定され、第7条では「実業補習学校ニ於ケル授業ハ総テ実業ニ適切ニシテ応用ニ便ナラシメンコトヲ要ス」ということで、実業教育の内容に実利性を強く打ち出している。

実業補習学校規定の公布された翌年の明治27年井上文相は実業教育政策の一環として実業教育国庫補助法を作っている。この国庫補助法によって全国的規模で実業教育へ国家財政が投資されていく。公立の工業学校、農業学校、商業学校、徒弟学校および実業補習学校に対して全国で15万が国家財政より投資されるのである。各学校の負担額は設立者の2分の1以下として文部大臣の必要と認めた学校に交付されたものであった。

農業学校,工業学校,商業学校等の実業学校が増大していくのは実業教育費国庫補助法と並んで明治32年の実業学校令であった。とくに、農業学校の増大は著しく、明治27年9校であったのが明治33年に56校、明治41年の尋常小学校6年制の実施のときは実に180校に膨れ上がっている。明治27年から明治41年までの農業学校以下の実業学校の増大をみれば、工業学校は7校から31校、徒弟学校は校から75校、商業学校は9校から71校となっている。このことからわかるとおり他の実業学校に比較して農業学校の増大が明らかである。

ところで、実業補習学校においては農業補習学校の増大は他の実業補習学校に比して極端な伸びをみせている。農業補習学校は明治27年26校であったが明治41年には 4,185 校と急激に増大していくのである。これに対して工業補習学校は 9 校から 252 校、商業補習学校は20校から 215 校である。明治41年では農業補習学校が実業補習学校全体の中で学校数で88%、生徒数で83%の高率を占めるようになったのである。実業補習学校規定が制定されたときは特別に農業補習学校の位置を大きくしていたわけではない。明治27年当時の農業補習学校の比重は決して高くなかったのである。

実業補習学校が飛躍的に増大するのは明治35年である。文部省は「実業補習学校ノ趣旨及施設順序方法」の訓令を明治32年に出し、さらに、明治33年実業学務局からの通達「実業補習学校設置督令方」を発令している。明治33年の小学校令の改正により義務教育の4年制が定まり、2年制の高等小学校が尋常小学校に併設され、実業補習学校の小学校の補習的性格から実学的側面が増大していくのであった。

実業補習学校の「趣旨及施設順序方法」の訓令においては、現実の実業補習学校が小学校の教科の補習中心に成っていることへの不満が述べられ、実業教育重視の徹底が提言されている。「…… 実業補習学校ノ性質未タ十分ニ理解セラレサルカ為之カ施設ノ順序方法等ニ関シ或ハ適切ヲ欠クモノナシトセス。今日実業補習学校ト称スルモノニシテ往々高等小学校ノ教科ニ幾分ノ変更ヲ施シタルニ過キサルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ。今回文部省令第1号ヲ以テ実業補習学校規定ヲ発布シ旧規定ヲ改正シタルハ其ノ本質ヲ明ニシ以テ時勢ノ進歩ト土地ノ状況トニ応シ適当ノ施設ヲ為サシメルコトヲ期シタルニ外ナラス。」

農業補習学校の主な改正は、小学校のみに併設されていたものが、実業学校までにも拡大された ことであり、さらに、修業年限をなくし、多種多様な受講時期と時間を設定し、受講生の修業の便 宜を計ったことである。そして、普通教育としての修身と国語、算術の教科をより柔軟性あるものにしたことである。修身は国語に付帯してもかまわず、また、国語、算数を他の教科にしてもかまわないということであった。

修身の科目を国語に付帯して行ってもかまわないということは、決して道徳教育を実業補習学校で軽視していったことではない。このことは明治33年の実業補習教育に関する文部省訓令のなかで道徳教育を重視していることが次のように述べられている。「徳育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ実業ニ従事スル子弟ニ対シテ専ラ私利ニ馳セルノ幣ヲ避ケ信用ヲ重ンジ公益ヲ尊ブノ気風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ・・・・・ 「『

農業補習学校の普及を考えていくうえで従前にあった青年の自主的な夜学校の存在を無視することはできない。つまり、青年の夜学校から実業補習学校の転換がみられたところが少なくないのである。例えば、福島県においては明治27年に「実業補習学校設置ニ関スル規定」を公布し、実業補習学校の積極的設置の行政指導を行ったのである。その訓令の中では青年夜学会の組織を変更して実業補習学校への設置措置を奨励している。

「……本県ノ如キ夜学会ノ旺盛ナル地ニアリテ之カ組織ヲ変更シテ季節若ハ夜間ノ実業補習学校ト為スカ如キ最モ適当ノ措置ニシテ殊ニ今回ノ戦役ニ際シ是等学校ヲ設置スルハ極メテ恍好ノ記念ト為スニ足ラン…… ^[6]

福島県ではこの訓令によって青年の自主的な学習組織がより公的な実業補習学校へと転換していくのである。青年夜学会当時は国語、漢文、算術等であったが実業補習学校になることによって新たに修身教育が入り込むのである。さらに、青年夜学会の実業補習学校化は普通教育、実業教育ばかりではなく軍事教育の一環として積極的に位置づいていく。明治40年の秋田県令「壮丁夜学会ノ奨励」ではこの問題について次のように述べている。

「……本年2月ノ兵事主任者召集ノ際重テ指示スル處アルシモ基ノ組織実行ニ就テハ未タ報告ニ接セス而カモ本年度ニ於ケル徴兵検査事務既ニ終了ヲ告ケ合格者ノ決定シタル暁ニ於テ壮丁ノ夜学舎ヲ組織シ素学ヲ増進セシムルハ獨リ軍隊ノ教育上稗益アルノミナラズ…… [^m

大分県では明治39年に赴任した千葉貞幹知事によって実業補習学校の普及が強力に推進されていくが、知事は徴兵検査の結果自分の氏名も書けず簡単な数の加減も出来ない者が他県に比べて多かったことの実態等をあげて県教育会に実業補習学校の設置推進の要請を行っている。¹⁸ 実業補習学校の修身の積極的導入が天皇制イデオロギーの国民教化として、また、銃後運動とむすびついていたことは無視できない重要な事実である。しかし、農閑期を利用した夜間の実業補習学校であるとはいえ、それが増大していくことは農業青年の学習機会があたえられていくことも無視できない。

第三節 農会の系統化と農民教育

(1) 明治24年の農会法案とその背景

明治初期の欧米式農法による農業改良政策は、日本農業には適応せず、在来農法の再評価により 農談会の講師として、農村巡回教師をして老農が活躍していく中で進められていく。

老農の活躍時代は、明治10年頃から明治20年頃であった。そこでの農業改良は、品種改良、施肥中心の多肥多労働型農法の延長による農業生産力の増大策であった。例えば、馬耕式による産米改良運動もその一つであり、地主的要求に基づくものである。

明治14年に結成された大日本農会は販売農産物としての品質向上の地主的要求の農業改良運動の 組織化であった。地主はこの段階において豪農的な手作地主の性格が強く、農業経営に足を踏みこ んでいたのが少なくない。

農会法は、明治24年に政府案として国会に提出されたが、この法案は流産した。明治20年代は地主層を絶対主義的天皇制の基盤へと確立していく時期でもあり、明治24年の政府案の農会法は、農会を系統化して絶対主義的天皇制に農事指導の側面からも統制しようとするものであった。それが組織化しつつある地主的要求を強くもっての農事指導の国家統制策でもある。

明治24年の政府の農会法案は、農事試験所、信用組合とともに農事三法案として国会に提出されたものであった。

農会の系統化は農商務大臣井上の第1回農学会総会(明治21年12月)での農業振興方策について 諮問されている。農商務大臣井上は、大農法での農業振興論者であった。翌年3月に農学会は大内 健、玉利喜造の名をもって農会の組織化を郡農会からすべきことであることを次のように述べてい る。

農学会の興農政策論においても農会の系統化が積極的に述べられているのである。政府の農会の 系統化施策は、明治24年の農会法案になってあらわれていく。

明治24年の農会法案では、設立区域と会員の資格が「第3条、農会は一郡役所の管轄区域を以て 設立地の区域とし其区域内に於て地価四百円以上の田畑を所有する者を会員とす」と述べられ、地 主的性格を強くもっていることがうかがわれる。

政府は積極的に地主を農会に参加させ、それをとおしての地主勢力の絶対主義政府への勧農政策の協力体制づくりを進めようとするものであった。

この法案では、有資格者を強制加入にすることであり、農会の経費として会員の徴収を義務づけたのである。そして、納めないものは、国税怠納処分法により徴収することを述べている。「第9条、農会の経費は会員の負担とす其賦課及徴収の方法は委員の決議を以て地方長官を経由し農商務大臣の認可を受くべし。前項の賦課金を納期に納めざる者あるときは其地の収入役に嘱託し収入役の督促を受くるも之を納めざるときは国税怠納処分法に依り徴収することを得」また、農会法案で

は、1つの農会に1ヶ年に<u>三百円以下</u>の国庫補助を行うことが規定されている。「第14条、農商務 大臣は各農会に一箇年三百円以内の補助金を下付することを得」⁽²¹⁾

明治24年当時は、地主の地租軽減要求が強くだされていたときであり、政府と民党の対立も激しかった。

政府による地主への緩和策としての、農会への国庫補助金であった。地主が農業改良に大きな関心を示したのは、粗悪の農産物に対することであった。それは、地主的な農産物市場での品質の向上策であり、地主の農業活動の側面からの要求である。したがって、地主の直接的な農業生産への要求が生産力発展の側面以上に商業的活動からの要求が前面に出ているのである。

明治23年から24年の第1回,第2回議会では,政府系議員よりも民党議員が過半数を占めている中で,政府提出の予算案は,民党との間で激しい論争が展開されたのである。そして,明治24年12月,民党主張の海軍拡張等新規事業の国家予算大幅削減要求が可決され,衆議院が解散されるのであるが,この中で,農会法案も流産していく。

当時の衆議院選挙は、地租・所得税の直接国税15円以上納入する男子25才以上に限られており、全人口の1%程度にすぎなかった。民党の社会的支持基盤は、地主層であることはいうまでもない。民党は、地主層の地租軽減を要求し、政府予算の削減や行政整理を主張していたのである。衆議院解散後は、政府の大選挙干渉が行なわれ、29名の死者と388名の負傷者を出していることからもわかるとおり、富国強兵を急ぐ政府官僚層と地主層は、政策的に必ずしも同一歩調ではなかったのである。

中小地主層との融和策としての政府の農会法案であったが、その後は、政府自から農会について の法案を提出することはなかった。

農会法案は、大日本農会の地主層を中心とする運動によって、明治32年1月に全国農事会系の議員立法として国会に提出されるのである。

(2) 全国農事大会と農会法制定運動

明治26年11月大日本農会の幹事長に前田正名が迎えられることによって、全国の農会の系統化の推進運動が盛んに行なわれるようになっていく。前田正名は明治23年に農商務省の次官となっているが、その年に農商務省を追われ、明治25年以降は、いわゆる「前田行脚」を行なって国家主義的な勧業思想による地方産業振興の民間運動に従事していく。

明治27年6月大日本農会は、12月に全国農事大会の開催を決め、各地方の農業団体に大日本農会の加入と日本貿易会との連絡等などをよびかけている。また、共進会開設に政府の補助金を請願している。この趣旨の徹底のために、玉利喜造や横井時敬等大日本農会の幹部の地方巡回遊説が活発に行なわれていくのである。

明治27年12月に大日本農会の主催による全国農事大会が東京で開催された。そこには、725名が全国各地から参加している。この全国農事大会では、23項目などを3日間にわたって討議し、25件

の決議を出している。そして,「地方農会組織及連絡方法準則」や「地方農会組織要領」などを配布して,系統農会の組織化への指導を行なっている。

第一回農事大会は、全国各地の農業団体を一同に集めて相互の意志疎通をはかるうえで大きな画期をなしたが、しかし、全国農事大会を農政運動の機関にするという性格が強くあらわれ、大日本農会の上からの強引な指導に参加者からの反発も強くあった。⁽²²⁾ 大会が終っての2ヶ月後の大日本農会の常置委員会において、横井時敬等の主張によって、今後全国農事大会に大日本農会は関係をもたないということが議決されている。

前田正名,玉利喜造等は、全国農事大会の決議を農政運動として継承していくため、大日本農会より分離して、第2回の全国農事大会を明治28年4月に開催していく。ここに、大日本農会は、農政運動の機関としての全国農事会系と農業教育機関系とに分裂していくのである。農政運動としての機関の要求の社会的基盤は、地主の政治経済機関としての農会の系統化の強い要望であった。

全国農事大会は、その後毎年開かれ、大会の諸決議は、地方の農政運動にも強く影響を与えていく。府県での農会設置の準則の公布、補助金の交付は、明治28年以降活発に行なわれていく。明治29年1月の第3回の全国農事大会では、府県農会の正規の代表者であった。これは、府県発布の農会準則により府県レベルの農会の系統化が進んだことによるものである。農会法案を議員立法で提出したときには、府県農会の数は42、郡農会は五百余、町村農会は八千有余に増加している。

各府県での農会の系統化は、府県レベルでの農会準則の発布の役割が大きい。例えば、鹿児島県の場合、明治27年、加納久宣が知事に着任している。この年の12月農会規則を公布し、翌28年3月に県農会がつくられ、年内に1市12郡144町村の農会ができている。更に、各部落に報効農事組合をつくらせ、農民の日常生活圏レベルの部落までに農会の系統化を徹底させ、その指導体制を確立している。

(3) 明治32年の農会法の成立過程

明治32年1月,全国農事会系の議員三橋四郎次他12名によって農会法案が衆議院に提出された。 この議員立法の農会法案は,22の項目に及び,農会の強制加入と会費の強制徴収による団体の自立 性を強く規定していたものであった。

このことは、政府の補助金政策を手段としての官僚指導体制との大きなへだたりがあったのである。とくに、会費の強制徴収権を農会にもたせることにより、団体的自立性を政府はとくに強い難色を示していた。

議員立法の農会法案は、会員の資格を耕作者主体ではなく、土地所有者にしていることも特徴的である。「第4条、町村農会ノ区域内ニ於テ地租二円以上(宅地ヲ除ク)ヲ納ムル者若ハ田畑、反別4反歩以上ヲ有スル者ハ該町村農会ノ会員タルノ資格ヲ有ス……」⁽²³⁾ ということで、地租二円以上または田畑4反以上を所有する者を会員としている。また、農会の種類を町村農会、郡農会、府県農会と三段階の系統化を規定している。明治24年の政府案の農会法案の会員資格は、地価四百円

以上の田畑を有する者であり、設立区域は郡であった。これに比べると明治32年の議員立法の農会 法案は、自作農民層をも含めて町村レベルの区域で農会を組織していくことに大きなねらいがあっ たのである。しかし、明治32年の段階は、郡の区域で大きな支配力をもっていた地主層は、寄生化 したり、農外への資本投資をはじめているときであり、明治10年代後半から20年代はじめにかけて の豪農層による老農的な農業改良指導の性格は失なっていたのである。

全国農事会系議員と政府との交渉の結果、農会の組織立法は勅令にゆだねることになり、また、 農会への補助金規定を設けることによって、農会法案は、6条の項目からなる簡素なものになって、 国会を通過するのである。

翌年の明治33年2月に出された農会令の勅命は、会員の強制加入、会費の強制徴収の規定はなく、農会としての団体の自立性の権限は与えられなかったのである。農商務省、地方長官は、農会に対して検査、命令、処分の権限を規定されることになり、農会が、農商務省のもとに強固に監督指導されていく。これによって、県農会の会長は、知事、町村農会の会長は町村長となっていくのである。また、勅命の農会令は、町村農会は耕地、牧場を所有するものと農業を営むものをもって組織することの規定が設けられ、財産上の会員資格の差別をなくしている。

このことは、農会を小作人を含めての全農民の組織にしていこうとすることである。そして、農会をとおして、農村への官僚的指導体制を日常生活レベルまでおりて貫徹させようとしていく。また、同時に耕作者を含めての町村農会の組織化は、農業生産に即しての農民教育の要求を強く農会へもたせていくのである。

地主の寄生化は、地主のイニシアによる老農的な技術指導がなくなり、替って農業学校出身者の 技師による農業改良普及が行なわれていく。農業技師の指導による試作場、品評会、共進会、種子 交換会等が行なわれていくようになる。

(4) 帝国農会の成立と農会法の改正

農会令が出された翌年の明治34年11月の第8回全国農事大会で全国農会の中枢機関としての全国 農事会が結成され、会長に前田正名、幹事長に玉利喜造が選ばれている。前田、玉利は、全国農事 大会を開き農事法制定運動の中心的なリーダーでもあり、また、両民とも鹿児島県出身でもあった が、明治27年から明治33年まで、鹿児島県知事であった加納久宣は、明治36年に全国農事会の幹事 長になっている。

鹿児島県では、加納知事のもとで農事強制が著しく進んでいく。明治29年に県令によって石灰禁止や短冊強制を出している。さらに、明治33年には、短冊形苗代を強制するために、それを行なわない農民に対して違反金として10円以内の罰金を課す県令を出している。明治27年12月の鹿児島県は農会規則を発布し県、郡、市町村の三級農会を系統的に設置することにした。各農会に改良試験団を設置したりして、湿田の乾田化などを積極的にはかっている。すでに明治22年3月に農事改良施行通則を定めて、各郡役所に農事教授人、試験担当人を置いている。そして明治24年以降、この

制度を各市町村レベルに普及していく施策をとっている。明治26年には、従来の20人から70人に増加し、さらに、農事教授人は、年々十数村に配置されていくようになる。強制的農事指導として正条植、短冊形苗代、乾田化、産米検査などが行なわれ、農業の増収がサーベル的な強権的農事指導によって達成されたのであった。

加納久宣が全国農事会の幹事長になった明治36年10月に農商務省は、「農会に対する論達」14箇条を発布している。この論達は「1. 米麦種子の塩水選 2. 麦黒穂の予防 3. 短冊形共同苗代 4. 通し苗代の禁止 5. 稲苗の正条植 6. 重要作物、果樹、蚕種等良種繁殖 7. 良種牧草の栽培 8. 夏秋蚕用桑園の特設 9. 堆肥の改良 10. 良種農具の改良 11. 牛馬耕の実施 12. 家畜の飼養 13. 耕地整理の施行 14. 産業組合の設立」の14項目をあげている。(24)

この論達は、産米改良と養蚕等の副業奨励が積極的にあげられている。産米改良は、地主的な米 穀市場に有利な稲作ということである。従って国家の農事改良施策が地主的要求、農産物の商人の 要求によって画一的・強権的農事指導が行なわれたのである。

全国農事大会は,第10回,第11回,第15回,第16回と中央農事会の設置と農会法改正の決議を行なっている。明治42年1月に加納久宣が幹事長になる。そして,農政研究全議員=全国農事系議員 (20名)によって農会法改正案が国会に提出されていく。農会法改正案の主要な点は,中央農事会と補助金の増額であった。

政府は、補助金増額には反対の態度をとったため、全国農事系議員は、補助金増額をとりさげ、 帝国農会設置のみにしぼって衆議院に提出している。明治43年1月に農会法改正案は国会を通過し ていく。

政府は、全国農事会への自立性による中央農会の法定化について強い懸念をもっていた。ここには、政府の農事政策が全国農事会によって阻害されることに不安があったのである。⁽²⁵⁾ 帝国農会の運営内容は勅令によって行なわれていたが、この法案成立によって勅令は上級農会の役員を会員からの選挙と同時に政府側からの官選によって特別委員を選ぶようにした。特別委員は、農会の運営に大きな影響力を行使した。農事会を政府の意向によってコントロールさせていく体制を作りあげたのである。

明治43年11月に全国農事会を母胎として帝国農会を結成したが、全国農事会会長であった加納久宣が初代の帝国農会の会長になっている。帝国農会の結成によって全国農事会の役割はなくなり、組織は解散していくが、しかし、帝国農会が政府に対して自立性をもっていたのではなく、むしろ、政府の強制的農事指導体制に一層深く組みこまれていくのである。政府と帝国農会の系統化組織を通しての強制的農事指導は、同時に農業の軍事、国防的観点が含まれていることを見落してはならない。つまり、「農業の盛んなる国は兵力が強く農業の盛んならざる国は兵力が弱い」という軍国主義と結びついていたことも特徴的である。(26)

注

- (1) 仲新・伊藤敏行・江上芳郎編「学校の歴史第2巻小学校の歴史」第一法規,64頁参照
- (2) 前掲書,68頁~69頁参照
- (3) 豊田武監修,鹿児島県教育委員会編「鹿児島県教育史下巻」鹿児島県教育研究所,28頁~31頁参照
- (4) 大分県教育庁「大分県教育百年史第一巻通史編(1)」大分県教育委員会,467頁~478頁参照
- (5) 長野県教育史刊行会「長野県教育史第二巻総説編二」長野県教育史刊行会,324頁参照
- (6) 前掲「大分県教育百年史第一巻通史編(1)」380頁参照
- (7) 前掲「鹿児島県教育史下巻」357頁参照
- (8) 浜田陽太郎執筆代表「世界教育史体系35巻農民教育史」講談社,43頁~50頁参照
- (9) 国立教育研究所編「日本近代教育史第9巻産業史(1)」国立教育研究所,740頁~742頁参照
- (10) 海後宗臣編「井上毅の教育政策」東大出版,510頁参照
- (11) 前掲書 511頁参照
- (12) 前掲書 512頁参照
- (13) 前掲「日本近代教育史第9巻産業史(1)」75頁~76頁参照
- (14) 文部省社会教育局編「実業教育の沿革と現況」青年教育普及協会(復刻芳文閣,昭和60年) 15頁参照
- (15) 前掲書 16頁参照
- (16) 福島県教育委員会編「福島県教育史第一巻」岩瀬書店,1048頁参照
- (17) 秋田県教育委員会編「秋田県教育史第二巻資料編二」第一法規出版,969頁参照
- (18) 前掲「大分県教育百年史第一巻通史編(1)」683頁参照
- (19) 小倉倉一「明治前期農政の動向と農会の成立」<u>農業発達史調査会編『日本農業発達史第3巻』中央公論</u> 社,351頁参照
- (20) 前掲書 348頁~349頁参照
- (21) 前掲書 354頁参照
- (22) 前掲「日本近代教育史第9巻産業史(1)」755頁参照
- (23) 前掲「明治前期農政の動向と農会の成立」373頁参照
- (24) 小倉倉一「農政及び農会」農業発達史調査会編『日本農業発達史第5巻』315頁参照
- (25) 栗原百寿「農業団体論」『栗原百寿著作集 V 』校倉書房, 167頁~175頁参照
- (26) 杉林隆「農業教育-技術の普及と限界-」本山幸彦編『帝国議会と教育政策』思文閣出版,528頁参照

第二章 農会の技術指導と農民教育

第一節 静岡県における系統農会の成立と県農事巡回教師の役割

明治10年代各地に農談会、勧業会等の形で開設された農会が、明治20年代に復活再編成され系統農会として成立する過程には、重要な画期が二つあった。そのひとつは、明治24年であった。この年農学会は、主として横井時敬の手になるといわれる『興農論策』を発表し、系統農会の構想を示した。又、同年酒勾常明らの活動もあって、それらに影響され、農商務省は農会法案を同年第二議会に提出した。この法案は流産に終ったが、しかしそれを契機に全国各地に農会設立の気運が醸成されたのである。今ひとつは、明治27~28年の日清戦争前後の時期であった。周知のように、この時期前田正名を幹事長とする大日本農会は、数次にわたって全国農事大会を開催し、系統農会運動を活発に展開した。そして、その中で、大日本農会は、農事改良と農政運動の実践的組織として、全国農事会中央本部を分離独立するとともに、遂に明治32年農会法を成立させるに至った。(1) この過程における農会の系統化と農民教育については第一章で既に述べたとおりである。

静岡県下においても,農談会,勧業会等の開設に系譜をもつ農会が早くから成立していたが、♡ 系統農会として農会が再編,整備されるのは,明治24~25年以降のことであり,前述の画期とほゞ 照応している。明治26年2月現在の全国農会数及びその概況を示せば,表(2-1)の通りである。 この時点で、静岡県下の農会総数は201を示し、京都府下の264に次いでいる。早期に農会が成立 していたのである。県下13郡農会の成立年は、表(2-2)の通りである。安倍郡では、明治24年12 月織田喜作、寺尾昌太郎、海野卯十郎、森本茂作、藤波栄二ら郡内有力者、地主が創立委員となり、 郡農会会則を作成している。そして翌25年4月には有渡安倍郡長を会長に推挙し,郡農会を発足す る。又,両郡内に21の小農区を設け,町村農会の基盤を整備した。しかし,明治28年8月,県が県 令第48号農会規則を発布するに及び、翌29年その組織を改め、安倍郡農会と称する一方、各町村に 町村農会を設置するに至ったのである。(8) 志太郡農会も、既設の町村農会の統一連合上の必要によ り明治25年10月志太・益津郡連合農会として発足したが、同県令第48号により明治29年4月改組さ れた。4 その他小笠郡農会,駿東郡農会など,いずれも明治25~28年設立にかかるものであるが, 同県令第48号によって改組し成立したものである。60 従って静岡県では、農会法成立前にかなり多 数の農会が成立していた。そのため、表(2-3)が示すように、明治31年3月現在県下344の町村 中その未設置町村数は14にすぎず、町村農会の設置率はこの段階ですでに96%に達していたのであ る。

府	県 名	農会総数	府県農会数	郡農会数	町村農会数	経費合計
京	都	264	1	18	245	13,782,435
静	岡	201		4	197	2,597,772
福	島	197	_	3	194	1,135,131
奈	良	166	-	14	152	828,800
兵	庫	156	1	25	130	4,372,045
徳	島	155	1	10	144	2,189,237
:		:	:	:	:	:
全	玉	2,061	26	211	1,803	55,236,435

表(2-1) 明治26年現在全国農会数及びその概況

菅野鑛次郎「系統農会史(24)」(『帝国農会報』第20巻第1号,昭和5年1月 81~2頁所収) による。

表(2-2) 静岡県下郡農会成立年

表(2-3) 明治31年3月現在静岡県下町村農会数

郡	名	成 立 年
賀	茂	明治29年7月
田	方	*
駿	東	明治28年4月
富	士	明治22年
庵	原	明治29年3月
安	倍	明治25年4月
志	太	明治25年10月
榛	原	明治14年
小	笠	明治25年
周	智	明治29年 2 月
磐	田	明治29年1月
浜	名	明治20年以前
引	佐	明治27年7月

静岡県下各郡『郡誌』記載による。 ※ 田方郡農会の成立年について ※ 342とあるが、344の誤まりと思われる。 は,明治29年と考えられるが, 不詳。

26年当時,富士,安倍,志太,榛 原,小笠,浜名の6郡に於いて郡 農会が成立していたことがわかる。

郡	名	町	村	数	農		数	未設置町村数	組 織 率(%)
賀	茂		25			23		. 2	92.0
田	方		29			28		1	96.6
駿	東		28			27		1	96.4
富	士		22			21		1	95.5
庵	原		15		,	15		0	100.0
安	倍		25			24		1	96.0
志	太		28			28		0	100.0
榛	原		16			16		0	100.0
小	笠		46			42		4	91.3
周	智		13			13		0	100.0
磐	田		42			41		1	97.6
浜	名		44			41		3	93.2
引	佐		11			11		0	100.0
Ī	H		344*	¥		330		14	95.9

『静岡県農会報』第9号(明治31年3月)19頁による。

ところで農会の諸事業,例えば農事改良指導,農事講習,農事講話等の開設などの農業上の知識 開発,試験研究,経済調査,耕地整理,種苗配布,品評会,共進会等の督励などの事業中,最も中 心的事業施設は,技術員の設置であった。農会技術員は,これらの諸事業を推進し,指導すること を通じ,次第に農会を農民に不可欠な存在にした。

農会技術員は、単に農業技術の改良、普及の担い手であったばかりでなく、農村において農民と日夕接し、農民の知識を直接開発するところの教師であった。そして、農民の良き相談相手であった。農会技術員は農村の諸種の調査に参画し、時として農村振興の企画立案者であり、組織者であった。そのうえ農会技術員は、耕地整理組合や産業組合などの農業上の諸団体設立の組織化の役割を果たした。⁽⁶⁾ 又、しばしば農会技術員は、農業補習学校の教師(講師)を兼ね、害虫駆除予防事業では農村の小学校教員、児童生徒に接し、一斉駆除や螟卵採取を指導した。そして、農村に掲示板を設置し普及啓蒙活動にそれを利用するほか、婦人会、青年会、處女会等の農村の自治的諸団体の活動を援助する労を惜しまなかった。このように農会技術員は、農村教育、農民教育の重要な担い手の側面をも有していたのである。

農会技術員の以上のような多面的な性格は、当時は一般的であった。それは、上級の道府県農会技術員よりむしろ下級農会である郡町村農会技術員において、より一層強くあらわれていた。無論、系統農会である以上、下級農会の技術員がそれ自体独立して活動できる筈はない。彼らは上級の道府県農会の指導・統制の下に活動せざるを得ない。そして、その指導・統制は明治末には一層強化されていったのである。よく言われるように、農会技術員の技術官僚化が進むのであった。

従来系統農会の技術員そのものに焦点をあてて書かれた論稿が少かった。『又、書かれたものも、系統農会の権力と一体化し、官僚化したその姿や、その技術指導、普及改良活動の官僚的・地主的限界を指摘するに留まり、その否定的側面が強調され、農業技術指導の生産力上の前進的役割や、農会技術員が農民教育に対して果たした役割等多面的性格を正当に評価してこなかった。本稿は、そうした問題意識から、標題の下に、当時の農会技術員の実態を把握し、その社会経済史的意義を考察しようとするものである。ところで本章の対象とするものは、次の通りである。第1節では、明治30年代の初め、系統農会成立当初、農会の技術指導その他の課題を一身に担った存在を、静岡県農事巡回教師伊藤悌蔵に例をとり、その果たした歴史的役割を考察する。第2節では、やはり静岡県に例をとり、主として明治30年代以降明治末迄の郡農会技術員の設置過程と、次第に老農を主体とした技術員構成を変化させつゝ、それが上級農会の指導・統制の下に置かれてゆく状況を叙述する。従って、以後の町村農会技術員の設置過程と、郡町村農会技術員の個々の技術指導過程や農民教育の具体的展開事例は、本稿では触れず、次号の対象とする。

農会技術員の歴史は農会の発生とともに始まっていると言われるが、® 静岡県農会に関していえば、成立当時数年間は、その財政基盤が脆弱であったこともあり、専任技術員を持たず、はじめは農商務省農事試験場東海支場の技師や農学校教員などをその都度招聘し、講習会や巡回講師にあたらせていた。又、静岡県農事試験場の開設(明治33年4月開設、翌34年5月本場竣工)® が遅れた

こともあって、農会の技術指導の担い手を欠く状況であった。しかし、この過渡期は県下農会史上、その指導を代行した農事巡回教師が存在したことによって、非常に重要な意味をもつものと考える。 静岡県は、明治30年4月14日、当時農商務省技師試補であった農学士伊藤悌蔵を同県農事巡回教師として任用した。周知のように、伊藤悌蔵は後に鹿児島県技師を経て農商務省に戻り、その農産課長を勤めるなどの著名な技術者であって、しかも有能な技術官僚であり、理論家であった。当時静岡県農事巡回教師の年俸は720円であって、平素は同県庁内務部第五課に属し服務することになっていた。
「いた。」

もともと農事巡回教師は、明治18年8月農商務省が、同省達第33号農事巡回教師設置条項を各府県に布達し設置されたものである。この農商務省の農事巡回教師は、甲乙二部に分かれ、以後毎年各府県に派遣されたのであるが、乙部は明治22年頃にはすでにその使命を終えたとして廃止され、同条項自体も明治26年7月には廃止され、それに代って農商務省試験場技術員が派遣されるようになった。しかし、これとは別に、農商務省が巡回教師を設置する以前に府県によっては農業教師、巡回教師等を設置するものがあり、このような地方の農事巡回教師については、農商務省は、明治27年8月10日訓令第28号巡回教師設置心得を発するとともに、同年10月29日勅令第187号を以って、府県農事巡回教師の名称待遇及官等々級配当の件を定め、その第3条で「本令に於て農事巡回教師及水産巡回教師と称するは府県税又は地方税を以て常置する者を云ふ」とし、改めて府県農事巡回教師の位置づけとその待遇について規定したのである。(11)

静岡県は、伊藤悌蔵を農事巡回教師として任用すると同時に、農事巡回教師職務規程を設け、次のようにその職掌を規定した。

「第1条 農事巡回教師主掌の事務を定むる左の如し

- 1 巡回講話に関する事
- 2 質問応答に関する事
- 3 農事試験場に関する事
- 4 農産物共進会品評会及種苗交換会に関する事
- 5 農産物耕耘培養肥料及農具等の適否を調査する事
- 6 害虫駆除予防に関する事
- 7 耕地の改良に関する事
- 8 家畜家禽に関する事

伊藤悌蔵の静岡県農事巡回教師としての活動は、明治30年4月の就任以来、同32年6月後任の山根真逸農学士に譲り、県技師兼同県内務部第5課長として退くまでの僅か2年余りの短い期間にすぎなかったが、その事蹟は、農会の初期の活動、殊にその技術指導の上に強い影響を与えた。静岡県農会でも、伊藤を巡回講話あるいは講習会の講師などとして招聘するために、その事業経費中に巡回教師招聘費を計上している。例えば、同農会では、明治31年度歳出予算総額1,689円16銭、その事業費660円の30%に相当する200円を学士老農招聘費として計上していた。

在任中の伊藤の活動領域は、主として①農事巡回講話、②県農会主催の農事講習会、③米麦作委託試験の設計、監督、指導、④各種共進会品評会の企画立案指導及びその審査、⑤それに、著述評論活動におかれていた。これらは、いずれも当時の農会の事業中最も重要なものばかりであった。

その中で、ひときわ目立つ精力的活動分野は、農事巡回講話であった。『静岡県農会報』(以下単に『県農会報』と称する)に記載されたものだけでも、それは、その在任中実に 170 日間にも及ぶものであった。彼が県内くまなく巡回し講話して歩く状況は、明治30年 7 月の18日間にわたる巡回日程に象徴される(表(2-4)参照)。いまこゝで、当時彼が行なった農事巡回講話の具体的状況を伝える資料を紹介しておこう。

7月7日	安倍郡入江町	7月17日	庵原郡袖師村
8日	仝 郡不二見村	18日	仝 郡小島村
9日	仝 郡豊田村	19日	仝 郡蒲原町
10日	午前仝郡大里村	20日	富士郡吉原町
10日	午後全郡長田村	21日	仝 郡吉永村
11日	仝 郡安東村	22日	仝 郡加島村
12日	仝 郡北賤機村	23日	仝 郡大宮町
13日	仝 郡服織村	24日	全 郡上井出村
14日	仝 郡清沢村	25日	仝 郡袖野村
16日	庵原郡高部村		

表(2-4) 伊藤悌蔵巡回講話日程(明治30年7月)

『静岡県農会報』第2号(明治30年7月)20~21頁による。

明治30年7月30日,志太郡青島村で千家県知事臨場の下に,県農会主催の農事大会並びに農事講話会が開催された。参集した聴衆は730人にものぼり,「会堂2階の大広間(百畳敷)に充満し立錐の余地なきに至る」状況であった。午前10時30分開会し,同村農会長,志太郡長の挨拶などの後に農事講話がはじまり,「老農木村武七氏は撰種法及麦作の改良法,肥料法,耕作法等を実験上より詳述し農家の経済法として各村に報徳法を設置し西駿に本社を設立し積立金を為し凶歳の予備米を為すは刻下の急務」であることを熱心に説いた。次に伊藤農学士が立ち,「学理と実験に徹して米作法を詳述し農民各自の貧富は大に国家の財政に関係する所以を論じ……,会場前に設置しある志太郡農会米作試験場試験の方法を説明し『ズイ』虫発生の状態及予防法を懇篤に教示」したのである。又,午後には木村武七とともに伊藤もこの日二度目の講話をなし,特に伊藤は講話会終了後,その参会者有志と共に前記試験田に雨を冒して出張し,懇切丁寧に説明したのである。この時期,農学士伊藤巡回教師と並んで老農木村の講話が同じ場所でおこなわれたことは,非常に注目される。それにしても,伊藤の懇切丁寧な巡回指導は,やはり多くの聴衆に感銘を与えた。

翌31年2月27日,小笠郡笠原村では,「農事講話会に移り伊藤講師の苗代田仕立方に就て2時間

に渉る長時間の講話あり大に聴衆をして感動せしめ」たという。又,その前年11月28日,沼津町の 駿東郡会堂で,彼は,米麦種子撰種法,陸稲栽培奨励及び町村農会の活動や青年農会の設立奨励等 の講話を3時間にわたって続けている。彼の行く先々盛況であったが,同31年2月の松崎,南中, 下田,稲梓,下川原,稲取の南伊豆諸村においては,毎村150~160名もの聴衆を集めている。又 同年7月22日には,伊藤は安倍郡豊田村において,「目下急務なる害虫発生蔓延の順序被害の状況 より之れが駆除予防法等に至るまで反覆丁寧に講話し大に聴衆に感動を与」えたばかりでなく,閉 会後も同郡大谷村にある同郡農会米作試験地を参会者とともに訪れ,彼らに「一々試験の模様及方 法等を説明し」参考材料とさせた。時にその参会者は100名以上あったという。

以上若干の資料により、巡回教師伊藤悌蔵の巡回講話の内容が窺われるのであるが、一方おそらく当時の彼の巡回講話の内容となりえたであろう彼の著述、特に彼が当時『県農会報』に発表した 論説等に興味がひかれる。

創刊号(明治30年6月)には、彼は「農事改良論」と題して論説を発表している。その中で、苗代改良、肥料改良、田区改良、稲麦種類改良、副産物改良の必要性を説き、その国家経済に対する得失を論じた。そのあと、彼は、このような農事改良は「若干の度まで関渉を要する事業なり…」と断じ或程度の権力的干渉を肯定したうえで、このような干渉とて「人民の結合より成る公共団体の勢力を利用するに若くものはなし」として、農会組織を通じての農事改良、従って農事強制を主張している。これにより、彼がどのような立場で農会と関わり、その技術指導をおしすゝめようとしたかがわかるのである。

一方、彼は理論と実践の統一という観点をしきりに強調している。同30年8月1日県農会主催の精農者講習会の開場式で、彼は「学理と実地とは決して離る可らざるものにして決して反するべきものに非ざる事」を述べて祝辞としている。そしてこの言葉は、彼の著述の中でもしばしば繰り返されているのである。それは、近代農学がかつて実際とかなり遊離して発達したことへの反省であろう。彼は、当時技術指導の担い手が、農村では依然として老農・精農者であった現実を踏まえ、その老農・精農者に学理を注入し教育することを考えたのではないか。そして、老農・精農者達も当時すでに実践上の行き詰まりを感じはじめ、近代農学をより摂取したところの技術指導を模索しつゝあったのではないか。精農者講習会は、そうした状況の下で開催されたものと考えるのである。

精農者講習会は、8月1日から31日までの会期で、県下各地の老農、精農者50名を集め、静岡県立静岡尋常中学校で開催された。講習学科は、「農芸科学」のほか、土壌論、肥料論、種芸汎論、試験地設計法であって、彼がそれらすべての学科を担当し講授した。その講授法について、『県農会報』は「理科の実験を示し顕微鏡等の使用を為しても能く講習生をして理解せしめたり」と記している。講習時間は、午前7時から正午までの一日5時間であって、日曜日は休業した。途中数日間吉田静岡尋常中学校長の本邦貨幣制度に関する特別講演が催された。又、8月3日の午後には、講習員一同を静岡市内の報土寺に集め茶話会を開いた。そしてその席上桑名農商務省試験場技手の「撰種法」についての講話がなされた。そのうえ、毎週1~2回、同所において夜間講話会が開か

れ、そこで講習員一同は講習した事柄を討論したり、各自実験を試みたりして、研究を怠らなかっ たという。そして、その席にはきまって伊藤悌蔵も出席し、しばしば自ら講演を引き受けている。 この講習会修了者には、修了証書が授与されたのであるが、その参加者中、後に郡農会などの技 術員として活躍する者が多数存在していることが注目される。例えば,田方郡土肥村土肥高橋六太 郎,富士郡加島村本市場金指喜作,庵原郡西奈村玉川勝五郎,小笠郡相草村赤土松本喜作,同郡西 山口村桑原惣作,同郡垂木村下垂木山崎源吉,周智郡三倉村田辺三郎平(後年同郡農会長に就任), 同郡字刈村字刈久永源右衛門,磐田郡今井村徳光山本勘三郎(12),浜名郡中郡村上大瀬渡瀬良一郎, 引佐郡中川村中川内山豊作らがそれである。又、この講習会には、耕地整理事業の先駆者で著名な 磐田郡富岡村賀茂西の老農鈴木浦八も参加していた。このことは,いわゆる老農・精農者が,近代 農学によって教育され陶冶されたということを意味する。尚講習会終了後,これら受講者達は,県 下の老農・精農者を中心として,その技術交流と親睦を目的として静岡農業倶楽部を結成している。 委託試験は,彼の重要な指導事蹟のひとつとなった。伊藤悌蔵は,明治31年4月『県農会報』第 10号に,「郡町村農会に於ける重要稲作試験」と題する論説を発表し, まず農事試験の必要性につ いて「其土地に適応するの農法を攻究」するにありとし、そうした試験研究は、資本と労力の点で 到底個別農家が行なうことが難しいのであるから,郡町村農会がそれを担当し,率先模範を示し, 農事改良の「先駆者」となるべきであると主張している。しかし,その施行する試験は,農商務省 試験場又は府県農事試験場のように多額の費用を以って綿密な試験を行なうのとは異ならなければ ならず、「其郡町村に対し改良上最も必要と認むる事項に就き試験する」に留めるべきだとして、 当時の総花的委託試験のやり方を暗に批判している。そして、私見として「郡町村農会の試験とし て施行すべき事項」について,次のように述べている。すなわち,まず第一に,農商務省試験場に おいて施行する試験のうち,土地気候に因する差異がない事項,例えば選種試験,麦予防試験など は不要である。第二に、前記試験場において施行する試験中、結果が著しいものでその土地に果し て応用すべきものであるか否かについて研究すべき事項,例えば種類試験,肥料試験等のようなも のは「鋭意試験すべき」事項である。第三に、試験上最も必要と認める事項が夥しい場合には、 「成る可く簡易にして其土地に最も適切なるもの」から順次選択して試験すべきである, という 。 そのような見地から彼が指示した具体的試験項目は、次の11項目であった。①種類試験、②播種量 試験,③株数苗数試験,④稲作灌漑試験,⑤朶穂後断根試験,⑥大豆粕(若くは鯡粕)施用試験, ⑦肥料比較試験,⑧燐酸肥料追加試験,⑨木灰効果試験,⑩肥料施用量試験,⑪三要素試験。尚彼 は,これらの試験が農業上の特殊性よりして「少くも三ケ年は同試験を継続し平均結果を調査」す

又,彼は,すでに前年10月の同誌第4号に,「作物試験法及燐酸肥料試験設計に就て」と題する論説を発表していた。彼はその中で,まず試験地が,公衆通目の巡視に便利な地力中位の平坦地であるべきことなど,実地圃場試験地の選択基準を示し,試験地巡視者によく説明がつく形で一定の耕種標準を明記しておくべきことや,試験目的及方法について明示した立札を圃場に立てておくべ

る必要があると述べ、最後に試験成績摘載書式を具体的に例示している。

きこと,試験各区の坪数は少くとも 4 ~ 5 坪以上とすべきであること,水田肥料試験は各区相分離 せしめ、用水がそれぞれに混入することのないようにすべきであること、等々、客観的科学的農事 試験の前提条件を示している。そして、燐酸試験については、「今県下各地を巡回し試験地の状況 を調査するに燐酸肥料試験を施行する少からずと雖も往々にして其試験の方法を誤り積日の辛苦を して殆んど水泡に帰せしむのみならず却て迷信の淵源となるものは実に県下農事改良の為遺憾」の 極みであると批判し,その誤謬例として「燐酸肥料試験を以て同価肥料試験と混同し或一定の肥料 代価(例へば3円)を定め之れに相応する魚肥及糟類と同価の燐酸肥料とを別区に施与し以て其効 顕を検査し若し燐酸肥料区にして収穫比較的少量なれば其土地に対しては燐酸肥料の効顕なきもの と仮定するが如きもの | を挙げて、「之れ実に誤謬の甚しきものにして全く燐酸肥料の試験に非ら ずして殆んど無価値の試験と云ふも可なり」と断じ,「何んとなれば窒素肥料も燐酸及加里分を併 立せざれば其効を奏する能はざるが如く燐酸肥料も窒素加里の二成分存立せざれば少しも其効を奏 することなきものとす魚肥及糟類の如きは素より肥料の三要素なる窒素,燐酸,加里を頗る適当に 含有するを以て其成分も互に効顕を奏し得る勿論なるも反之過燐酸石灰,重過燐石灰,トーマス燐 肥等の如き燐酸肥料は大率窒素成分を含有することなく只燐酸分のみを主とするを以て他の窒素肥 料と混用せざれば充分其効を顕はすこと能はざるものなり此を以て仮りに魚肥と過燐酸石灰を別区 に単用するときは其土地が非常に窒素分を含有する場合の外は其成績過燐酸区が劣等に位するは当 然のことにして之れを以て其土地は燐酸分を与ふるの必要なしとするが如きは誤謬も亦甚しきもの」 と言わざるを得ないと指摘した。この誤謬の根源は何か。行論によれば,それは明らかに学理の欠 如にあった。そして、こゝから、当時の老農技術の限界と、近代農学からのそれへの批判を読みと ることができよう。近代的日本農法(明治農法)の形成にとって、そこに根ざしつつ、それを批判 し、又それと闘わざるを得なかったのである。又、それには、無数の伊藤悌蔵を必要としたのであ る。

府県農事巡回教師は、過渡期にあって、そうした実践的課題を背負い存在したのである。彼はその行論の最後に、燐酸肥料効顕試験の設計標準を示すことを忘れなかった。そして、彼の設計、指導になる各地の、例えば明治31年度の駿東郡農会稲作試験などの委託試験は、こうした科学的合理性が貫かれた。しかも彼は、こうした試験の過程で、常に農業者多数に接し教育することにも努めているのである。その一例を挙げれば、明治31年10月7日彼は、彼の設計指導にかかる志太郡農会施設の青島村前嶋及び焼津村焼津の稲作試験場に、それぞれ聴衆200名余りを集め、「実地に就き撰種法苗代造成法等より今日に至る迄の肥培経過等」を、「叮寧」かつ「反覆」して説明する一方、従来の試験結果に基づき志太郡に適する「試験地稲作標準」なる文書を参加者に配布したのである。又、彼は稲作試験標準を示したばかりでなく、麦作についても、その試験標準を『県農会報』第15号(明治31年9月)に示したほか、同誌第17号(同年11月)には、各地における試験成績をもとに、麦作標準そのものを発表している。その意味で彼は、当時の実践的課題によく迫ろうとしていたのである。

伊藤悌蔵は、このほか同誌上に「簡易農学叢談」を連載し、農学の基礎理論を紹介し平易に叙述している。又彼は、同誌第11号(明治31年5月)に「浮塵子警戒の機」を、第12号(同年6月)には「害虫駆除予防規則励行の必要を論じ併せて其実施方法に及ぶ」を発表し、病虫害蔓延という当時の状況に即応した論説を展開している。更に彼は、同誌第16号(同年10月)には「町村農会独立策」を発表し農会経営の方向づけをしている。

いま伊藤悌蔵のこの時期の事蹟を概括しておくとすれば、彼が、①技術指導の客観的科学的標準を示したこと、②農会の巡回講話などを通じて直接農業者と接しその知識を開発し啓蒙したこと、③農会技術員の養成に寄与貢献したこと、④農会の指導・経営体制に一定の方向づけ、指針を与えたこと、そして、⑤それらを通じて当時農会が直面していた理論的・実践的課題に応え、その水準を高めようとしたこと、等を指摘することができよう。そこには、「農民を低いものとして、官が上からこれに誘導督励を加え」るという、かつての農事巡回教師の姿はもはやみられない。(13) 明治30年代の初めに活動した府県農事巡回教師は、各府県に系統農会が成立する状況の下で、より広範囲の農村に、しかもより深く農民と接し、具体的に実践的課題に対応しなければならないという点で、かつて農商務省自体が設置し各府県に派遣したところの農事巡回教師とは、その歴史的任務、役割を異にしたと考えられる。そして、それは中央、地方を通じて農事試験場が整備拡充されるにつれて、その任務役割を終えてゆくという点で、まさに過渡的存在であった。

静岡県農事巡回教師は、同県農事試験場の未設置、従ってその技術指導の未着手という状況の下で、試験研究および技術指導乃至普及の仕事を過重に負っていた。しかし、農会が自前の技術員を常設する一方、明治33年府県農事試験場に対する国庫補助法を契機として静岡県農事試験場が設立され、その職員の技術指導普及活動が開始されるに及び、その歴史的使命、役割を終えたのである。そして、それらの業務は試験場と農会に負荷されていく。

第二節 農会技術員の系譜

前節で、静岡県農事巡回教師伊藤悌蔵が、系統農会成立期の農会、特に静岡県農会の技術指導を代行するとともに、以後の農会の技術指導に範を示し、非常に大きな影響を与えたことを論述したのであるが、同時にその頃、各地に居た老農、精農者が、一定の技術指導力をもって農村を巡回していたことにも注目しなければならない。静岡県もこうした老農の技術指導力を利用していた痕蹟がある。明治29年、浜名郡において「福岡県勧業社長林遠里翁の門弟にして本県雇米作教師なる谷治吉氏を招聘し各村に試験田を設け伝習生を募り改良法(旱田播法)の試験を為し之を旧慣法に比較し其成蹟を示したるものを得たれは…」と記録されているのである。県はこのほか、林業教師、蚕業教師などの巡回教師を、随時雇傭していた。

静岡県農会は、当初専任技術員を持たなかった。一方で、県下の各郡農会では、比較的早い時期 に技術員を設置し、次第にそれを常設していった。しかし、最初その多くは、老農、精農者によっ て占められていた。例えば、伊藤悌蔵の巡回講話には、前節でみたように志太郡農会は老農木村武七を同行させていたのである。無論木村武七が常傭の技術員であったとは考えられず、やはり随時雇傭され、巡回講話その他農事改良指導をその都度担当するということであった。また、明治29年度の志太郡農会の事業報告が「普通農事実業家三遠農学社副長木村武七を雇入米麦作の改良法土壌製造法其他普通農事に就き実地示教を為さしめ又農産物品評会の審査を嘱託し傍ら報徳の教を布かしめ」たと記しているのも、そのように理解することが妥当である。

志太郡農会の当時の農事講話は次のようである。明治29年度中の同郡農会の農事講話には、著名な老農が講師として招聘されている。すなわち、同年7月19日同郡農会は、藤枝町に臨時農談会を開催し、遠方より老農林遠里を招聘し米作改良談を講話させているのである。この時聴衆は500人であった。しかし、この時期の農事講話には必ずしも老農ばかりが招かれたのではない。同年9月志太郡農会は、藤枝町及和田村の2か所で農談会を開催し、中遠簡易農学校長草野正行を招聘し「植物性理談米麦作改良談」を講話させ、藤枝町では700~800人、和田村では500人以上の聴衆を集めている。又、翌30年2月には、県農会派遣による農商務省農事試験場直井技師を講師とした農談会を開き、直井技師は「肥料談米作談等」を講話し、藤枝、島田の2か所において聴衆に深い感動を与えている。

一方、小笠郡農会では、明治30年度委託試験地を郡内2か所に設置し、それを「小笠郡農事巡回教師之れが指揮監督に当り…」と『県農会報』に記されており、すでに同年度中に郡農事巡回教師を雇傭していた模様である。しかし、この年度中同郡農事巡回教師の氏名は詳かでない。たゞ明治31年4月1日に同郡中村村農会の総会がもたれた際、「郡農会よりは巡回教師松本喜作氏臨席し麦作及稲作法に就て講話」したとあるから、おそらく同人はすでに明治30年度に巡回教師として雇傭されていたものと考えられる。ところで、この松本喜作は、前節で記した明治30年8月の県農会主催の精農者講習会に参加している。短期講習とはいえ、県農事巡回教師伊藤悌蔵農学士の「学理と実地の一致」の理念の下に教育された存在であった。その意味において、この時期の老農は、決して旧来の老農範疇のそれではない。

他方,田方郡農会も30年度には、福岡県勧農社特別社員重松幸治郎を巡回教師として採用している。そして、その重松は、翌31年の伊藤悌蔵の同郡内における巡回講話の際に同行している。当時伊藤の巡回講話に同行した各郡農会の技術員には、前記木村武七、重松幸治郎のほか、賀茂郡農事巡回教師下山恪三がいた。下山恪三は、後年神奈川県農会の技師として活躍した人物である。また、これは31年の事例であるが、周智郡園田村青年公同農会は、8月15日同村地蔵寺に米麦作および害虫駆除法の講話会を開催し、講師として同郡米作巡回教師山崎源吉と、磐田郡今井村の老農山本勘三郎の両名を招聘している。従って、この頃同郡では米作巡回教師を置き、老農山崎源吉を巡回させていたのである。両名とも前の精農者講習会の修了者であった。一方、山本勘三郎は、明治34年には中遠農会(磐田郡農会)の農事巡回教師として採用されている。

明治31年度の中遠農会の予算は、農事巡回員の嘱託費として171円を計上しており、農会技術員

は非常勤であると思われるが、この頃農村を巡回して指導して歩く者の存在が認められる。この当時巡回教師の内容と地位は多様であり、その雇傭関係、殊に農会との関係や、その待遇、職掌も複雑であった。例えば、安倍郡のように一時郡自体が農事巡回教師を雇傭していた事例もみられ、⁽¹⁴⁾初期の農会技術員の実態を把握することが非常に難しい。

明治32年1月13日浜名郡豊島村農会は、麦作桑園優等者の賞与式を兼ね老農松島十湖翁の主唱で新年農談会を開いたのであるが、この時同郡米作改良教師谷治吉ほか10余名の弁士が、熱弁を振るったという。農会技術員は、こうして明治30~32年頃には、農事巡回教師、米作改良教師等々の名称をもって、はやくも幾つかの郡農会の事業にその足蹟を印していたのである。何らかの形で、この頃技術員の存在を確認できるのは、賀茂郡、田方郡、安倍郡、小笠郡、周智郡、浜名郡、磐田郡(農事巡回員)、それに志太郡などであろう。しかし、その中には、志太郡の木村武七、浜名郡の谷治吉などのように雇傭関係がはっきりしない者もあった。尚、引佐郡農会の明治32年度の予算書をみると、同郡農会では技師学士招聘費(この費用はおそらく主として農事講話等開催に伴なうその招聘費用と思われる)50円のほかに、農芸技師手当100円(その内訳は郡試作地担当及び町村試作地巡回手当である)、同旅費20円を見積もっており、この年度中に主として試作地を担当する技術員の存在が窺われるのである。

明治32~33年の農会法と農会令の施行は、各級農会を法制的に系統農会として位置づけ改組させたのであるが、同時にそのことは、農会が補助金を媒介として行政と結合し、「農事の改良発達」を行政と一体化して推進してゆく契機をもたらした。従って、明治33年以降、各級農会の技術員は、こうした一体化の進行の中で設置され、制度化されてゆく。(15)

明治33年度の静岡県下各郡農会の予算中に技術員経費を計上しているのは、田方、駿東、富士、 庵原、榛原、小笠、中遠(磐田)の7農会であった。それに、当時郡費で農事巡回教師を設置して いた安倍郡を含めれば、この年度県下13郡中8郡に技術員が設置されていたことになる。

榛原郡農会が専任技術員として丸山方作を採用したのは、明治33年4月30日のことであった。明治33年度の同会事業報告は、その経過について次のように伝えている。「巡回教師採用に際し百方捜索したりしも近来其需用多くして供給少く殆と困却だる偶然にも農商務省農事試験場東海支場直井農学士の周旋に依り丸山幸作氏を得たり然るに氏は当時南設楽郡外一郡の巡回教師にして該郡に於て氏の転任を承認せさりしを以て示談上毎月10日間同氏を派遣出張せめ俸給の内金12円及往復旅費を該郡に於て支弁すへき約束を以て本郡に採用したり」。同郡農会では、彼に対し33年度、給料392円、旅費123円76銭のほか若干の勉励手当を支給している。又、明治34年度の彼の年俸は480円であった。ところで、丸山方作の明治33年度の11か月間の執務日数は、講習会出張89日、町村巡回講話82日、試験地監督11日、事務所出勤91日、南設楽郡へ出張37日、計310日に及ぶものであった。翌34年度の執務日数も334日に達した。同年度の会務報告は彼の執務振りについて、「励精大に勉め農事講習会会期の外試験地の監理巡回講話等間断なく出張せり盖し町村より講話を請求する者多きは氏の誠実渝るなく能く指導の任」に応じたと記している。

こうした状況は、丸山方作だけではなかった。当時駿東郡農会の農事巡回教師であった山崎源吉 (明治33年4月1日採用)の場合も、各町村農会又は当業者に対して講話会を開き又は質問に応じ 実地の伝習をなし講習会を開催するなどして、33年度には336日も執務したのである。このような 激務に応じるためには、農事巡回教師はまず身体壮健でなければならなかった。『県農会報』第68号 (明治35年9月)は、「駿東郡農事巡回教師山崎源吉氏は病痾治療のため此程辞職せり氏は実業 家として同郡農界のために尽力せしこと不尠同郡農会にては痛く氏の辞職を惜しみつつあり」と山 崎源吉の辞職を報じている。(尤も、彼はその後健康を回復し明治36年には安倍郡農会の農事監督 として採用されている。)

明治34年8月現在の各郡農事巡回教師は次のとおりである。賀茂郡藤田喜代作,田方郡桑原惣太郎,駿東郡山崎源吉(同年9月退職,後任として高橋六太郎就任),富士郡笠井伝次郎,庵原郡今仲末吉,安倍郡石川一,榛原郡丸山方作,小笠郡桑原惣作,周智郡久永源右衛門,小林熊太郎,奥宮久七郎,田辺三郎平,小塩金平,中遠農会(磐田郡)山本勘三郎。従ってこの年10の郡に技術員が設置されていたことになる。このうち明治30年8月の精農者講習会参加者は,山崎源吉,高橋六太郎,笠井伝次郎,桑原惣作,久永源右衛門,田辺三郎平,山本勘三郎であり,周智郡の小塩金平も当時著名な老農であった。総じてこの段階,郡農会技術員中,老農乃至精農者として知られる者の比重が少くとも6割を占め,彼らが採用される事例が多かった。尚,前記の通り引佐郡農会では農事委員を置いていたのであるが,その氏名等詳細は不明である。静岡県農会は,このような各郡の農事巡回教師を統制し,指導・連繫を強化するために,明治35年5月各郡農事巡回教師協議会を開催する一方,その協議会規則を議定したのである。

静岡県農会は、日露戦争前後の「サーベル農政」の状況を反映し、その会報第68号(明治36年3月)に「明治36年度の事業」なる会告を掲載し、同年度の事業方針を明確にしている。そして、その中で「夫れ、事を為さんとするものは、先づ其体を整ふ、体整ふて、而して其の用能く全きを得る、今の農会たるもの、上に県農会あり、下に町村農会あり、郡農会其中間に介立して、上下を連絡し所謂系統組織を成すものにして、其の形体毫も間然する處なきが如きも」としながら、「委しく事情を査察すれば、上下の連絡全きを得ず」とその欠陥を指摘し、「其団結」を「鞏固」ならしめるために幾つかの方針を示している。こうして農会の系統性の強化という方針の下に静岡県農会は、明治36年4月従来の郡農事巡回教師制度を廃し、それに替えて郡農事監督制度を発足させた。すなわち、県農会は同年郡農会補助金交附規程を設け、郡農会に対し郡農事監督1人に限り補助金として、一律に年額138円を交附することにしたのである。こうして、従来財政上等の理由により技術員を設けることができなかった郡農会も、その設置が容易になった。事実、志太郡農会も同年度中に中田寅吉を同郡農事監督として採用している。そして、明治37~8年頃には県下全郡農会に技術員が設置されるに至ったのである。しかし、一方では、郡農会がその補助金を受取る前提として、その任用に際し県農会の承認が必要になった。他方、県農会は個々の郡農事監督に対し、同年郡農事監督服務規程を設けその職掌を明確にするとともにその指導・統制を図ったのである。

更に明治42年4月,県農会は前記補助金交附規程を廃止する一方,従来各郡農会が個別に任用し てきた郡農事監督を県農会技手として任用し、あらためて各郡農会に配属する形を採った。そして これら県農会技手が郡農事監督の職務を執行したのである。こうして県農会は、郡農事監督の人事 権,指揮監督権を一元化しすべて掌握したのである。この制度改正により,同年4月現在の郡在勤 県農会技手の配置は次の通りであった。すなわち、賀茂郡富田矢、田方郡湯山慶次郎、駿東郡高橋 六太郎,富士郡佐野政治,庵原郡桑原惣作,安倍郡鈴木廣市,志太郡村田庄太郎,榛原郡匂坂治平, 小笠郡西山清松、周智郡一木藤太郎、浜名郡上村源一郎、引佐郡窪野兼作の計12名であった。尚磐 田郡には当初県農会技師伊吹昌彦が配属された。この時期に至り,駿東郡の高橋,庵原郡の桑原以 外、かつての精農者講習会の参加者がいなくなったのである。それは農会技術員の老農色がかなり 稀薄になり,この時期がその交替期であったことを示すものと考えられる。それは,明治44年4月 桑原惣作が退職することにより決定的となった。又,この年県農会は郡在勤技手つまり郡農事監督 の大幅な広域人事異動を行なった。郡農事監督は,こうしてより一層県農会に従属させられていっ た。同年10月7日,異動後二度目の郡農事監督協議会が開催されたが,その時の出席者は次の通り であった。賀茂郡上村源一郎、田方郡湯山慶次郎、駿東郡村田庄太郎、庵原郡匂坂治平、安倍郡鈴 木廣市,志太郡富田新五郎,小笠郡西山清松,浜名郡鈴木良平,引佐郡富田矢,磐田郡江塚勝馬, 富士郡久保田貞次郎,周智郡一木藤太郎。

静岡県農会は、明治36年度農事監督制度の発足に伴って、その系統的指導体制の要ともいうべき技術員を必要とした。それは、かつて県農事巡回教師伊藤悌蔵がそうであったように、理論的水準が高く、しかもより広範な指導力を発揮できる優れた技術者でなければならなかった。従来県農会は、高給を支払って顧問技師を招聘しその技術指導力と社会的権威を利用してきた経過があった。(16)しかし、そのような半ば名誉職的兼職の顧問は、農会の系統性強化という課題に現実的に対応できるものではなかった。明治36年8月1日、県農会が、当時榛原郡農事監督であった丸山方作を抜擢し県農会技師に任命したのは、そのためであった。丸山を任命した後、県農会は事務所在勤の技術員を複数擁するようになり、次第にその指導体制を強化していった。こうして、県農会においても、多数の有能な技師を常設するに至った。例えば、明治末から大正期に限定してみても次のような技師が存在した。すなわち、菅野鉱次郎(首席技師)、梶正雄(同)、高橋九十九、飯島稔、横山芳介各技師らがそれである。

注

- (1) 池田美代二は、その論稿「日清戦争前後に於ける農会運動」(『帝国農会報』第28巻6,8,9号、昭和13年所収)の中で、この過程を上からの農会法、下からの農会法として叙述している。
- (2) 例えば浜名郡では、明治15年に赤佐村、同21年に芳川村に農談会、農事研究会等の農会が成立しているほか、同郡農会の前身浜名郡勧業会も既に10年代末には成立していたようである(同郡役所『静岡県浜名郡誌』大正15年 495~6 頁)。又、賀茂郡南崎村農会も同郡最古の農会であり、同22年の成立と伝えられている(賀茂郡役所『南豆風土誌』大正3年 350 頁)。尚榛原郡農会の沿革については、「曩に榛原郡勧業会なるもの設置ありしと雖も未だ容易に農事改良の域に趣かざるを以て、明治14年始めて榛原

郡勧業委員会に於て,榛原郡農事会を開催することを決議し,春秋2回各3週間の予定にて会費予算及会費収支規定を議定せり,これ即ち本郡農会組織の端緒にして…」と記されている(同郡役所『静岡県榛原郡誌』大正14年 1,344~5頁)。

- (3) 同郡教育会『静岡県安倍郡誌』大正3年 444~5頁。
- (4) 同郡役所『静岡県志太郡誌』大正5年 979頁。
- (5) 同郡役所『静岡県小笠郡誌』大正4年 615頁。同郡役所『静岡県駿東郡誌』大正5年 821~2頁。
- (6) 同編纂会『系統農会誌稿』記述編 昭和47年 744 頁。飯岡清雄「農村振興と町村技術員」(『帝国農会報』第6巻第12号 大正5年所収)ほか。
- (7) 前掲『系統農会誌稿』記述編第3章第6節「農会技術員」(高梨善一執筆)には、その制度的側面についての記述がある。尚本稿執筆に際し大石孝『静岡県における農業技術者の百年』昭和60年から多くの示唆を得たことを付け加えておく。
- (8) 前掲『系統農会史稿』記述編 745 頁。
- (9) その成立過程については、同試験場『静岡県農事試験場史』昭和27年を参照されたい。
- (10) 同県農会『静岡県農会報』第1号 明治30年6月 57頁。以下特に断わりがない場合、同誌各号掲載 資料の引用又はそれに典拠したものである。
- (11) 農林省農務局『明治前期勧農事蹟輯録』昭和14年 527頁。又前掲『静岡県農会報』第11号 明治31年 5月 37~8頁。
- (12) 一般に遠州地方の老農がそうであったように、山本勘三郎も明治14年には自分の居村今井村に報徳社を 創立し全戸悉く入社せしめるなど、当時の報徳運動と深く係わっていた。それとともに彼は、自ら試験 田を設け、明治15年頃から稲麦の試作を行なっている。そして、明治22年には、稲の種子を2府19県、 51人に送付する程であったという(山田萬作『嶽陽名士傳』明治24年 572~4頁)。
- (13) 農業発達史調査会『日本農業発達史』第3巻 昭和29年 317頁。
- (14) 安倍郡では、すでに明治31年郡農会が農事巡回教師を常置していたのであるが、郡は33年度から郡費を もってそれを雇傭しその身分を郡吏員とした。月俸は40円であった。しかし、県農会が郡農事監督制度 を発足させるとともに、明治36年度よりその雇傭を廃止した(前掲『静岡県安倍郡誌』124頁)。
- (15) 農会の技術員設置が農会財政に及ぼす影響や、その補助金との関係については、別途纒める予定である。
- (16) 静岡県農会は、明治34年度予算に「講習会の講師として又諸種農事調査」のため県下各郡に出張させる目的で顧問技術員の招聘費として1,500 円を計上したのであるが、年度当初それは実現しなかった。そこで県農会は、次年度の県費補助の増額を求める請願を同年9月26日県知事に提出した。これは主として技術員設置の必要性を訴えたものであった。この訴えが通じてか、同年12月3日当時県技師であった狩野辰男の顧問としての招聘が実現した。その後狩野が同県農事試験場長に就任すると、35年7月高橋昌農学士が招聘された。しかし、高橋が38年に退任すると、「経費の都合により」空席のまゝにされた。そして次第にそのように高給をもって遇する顧問技師を廃止していったのである。

<おわりに>

本稿では明治後期における農民教育の普及の展開を実業補習学校と農会の教育活動を中心に分析した。従って、戦前とおして農民教育の普及の展開は中途である。次号において昭和初期まで分析を行い戦前の農民教育についての総括分析を行うものである。また、本号では、具体的地域の事例をとおしての実業補習学校、農会の教育活動の分析をしていない。直接生産者としての小作農民、自作農民の側から農業補習学校、農会の教育活動が農業生産、農民生活、農村生活に果した役割を明きらかにしていくためには、具体的地域の事例分析が不可欠である。次号では鹿児島県内、静岡県内の地域を事例に問題にしていく。また、同時に実業補習学校や農会の財政基盤なども問題する。本稿の分担執筆は、第一章の明治後期の農業・農民教育の展開が神田、第二章の農会の技術指導と農民教育が松田である。

(1986年10月15日)